

令和6年度

参考資料

- 町内代議員名簿 1 頁
- 役員等名簿 2 頁
- 村上地域まちづくり協議会規約 3～6 頁
- 村上地域まちづくり協議会の報償金の取り扱いについて 7 頁
- 村上地域まちづくり協議会 内規 8 頁
- 村上市地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱 9～16 頁



村上地域まちづくり協議会 町内代議員名簿
(任期：令和6年度から2年間)

(敬称略)

| No. | 行政区名 | | 代議員名 |
|-----|------|----|--------|
| 1 | 羽黒町 | 1 | 畠山 和善 |
| | | 2 | 中山 衛 |
| 2 | 長井町 | 3 | 中島 英一 |
| 3 | 上町 | 4 | 坂井 明弘 |
| 4 | 大町 | 5 | 近藤 正昭 |
| 5 | 小町 | 6 | 近藤 敏弘 |
| 6 | 庄内町 | 7 | 大滝 勤 |
| 7 | 久保多町 | 8 | 鈴木 恒男 |
| | | 9 | 東海林 新 |
| 8 | 片町 | 10 | 尾崎 和信 |
| 9 | 上片町 | 11 | 高橋 秀樹 |
| 10 | 加賀町 | 12 | 五十嵐 智広 |
| 11 | 泉町 | 13 | 小林 大作 |
| 12 | 塩町 | 14 | 斎藤 勤 |
| | | 15 | 菅原 淳志 |
| 13 | 寺町 | 16 | 高橋 徹 |
| 14 | 大工町 | 17 | 平山 英夫 |
| 15 | 細工町 | 18 | 木村 繁 |
| 16 | 安良町 | 19 | 大葉田 千春 |
| 17 | 小国町 | 20 | 菊地 正明 |
| 18 | 鍛冶町 | 21 | 板垣 和伸 |
| 19 | 肴町 | 22 | 小川 悦男 |
| | | 23 | 菅原 広志 |
| 20 | 大欠 | 24 | 田村 登 |
| | | 25 | 板垣 兵一郎 |
| | | 26 | 岩田 孝義 |
| 21 | 幸町 | 27 | 建部 昌文 |
| 22 | 田端町 | 28 | 丹 雄二 |
| | | 29 | 藤井 昭弘 |
| 23 | 若葉町 | 30 | 高橋 誠 |
| | | 31 | 三須 友也 |

| No. | 行政区名 | | 代議員名 |
|-----|--------|----|--------|
| 24 | 希望ヶ丘住宅 | 32 | 本間 ハナコ |
| 25 | 中川原団地 | 33 | 富樫 敏則 |
| 26 | 南町一丁目 | 34 | 飯沼 良明 |
| 27 | 南町二丁目 | 35 | 嵐 博昭 |
| | | 36 | 齋藤 文彦 |
| | | 37 | 倉松 淳志 |
| 28 | 山居町一丁目 | 38 | 石田 光和 |
| | | 39 | 花井 三男 |
| | | 40 | 田中 克幸 |
| 29 | 山居町二丁目 | 41 | 高橋 悟 |
| | | 42 | 竹田 秀明 |
| | | 43 | 井上 裕之 |
| 30 | 飯野西 | 44 | 木村 信策 |
| 31 | 飯野一丁目 | 45 | 山本 哲雄 |
| 32 | 飯野二丁目 | 46 | 中村 春名 |
| 33 | 飯野三丁目 | 47 | 鈴木 博明 |
| | | 48 | 渡邊 貞男 |
| 34 | 飯野桜ヶ丘 | 49 | 西村 治 |
| 35 | 羽黒口 | 50 | 齋藤 賢治 |
| 36 | 二之町 | 51 | 長谷川 恵子 |
| | | 52 | 田嶋 雄洋 |
| 37 | 三之町 | 53 | 吉村 譲 |
| 38 | 新町 | 54 | 服部 滋 |
| | | 55 | 阿部 悠子 |
| | | 56 | 山口 治雄 |
| 39 | 堀片 | 57 | 高橋 一男 |
| | | 58 | 渡邊 真二 |
| 40 | 杉原 | 59 | 高橋 憲三 |
| | | 60 | 山川 英郎 |
| 41 | 石原 | 61 | 丸山 一男 |

41町内61名

村上地域まちづくり協議会 役員等名簿

役員

(令和6年4月25日現在)

| 役職等 | 氏名 | 町内 | 備考 |
|-----|----------|--------|--------|
| 1 | 会長 | 木村 三男 | 飯野一丁目 |
| 2 | 副会長 | 丹羽 正玄 | 羽黒町 |
| 3 | 副会長 | 伊部 厚子 | 山居町二丁目 |
| 4 | 幹事 | 大滝 高志 | 上片町 |
| 5 | 幹事 | 菅原 敏一 | 塩町 |
| 6 | 幹事 | 本間 努 | 飯野三丁目 |
| 7 | 幹事 | 嵐 博昭 | 南町二丁目 |
| 8 | 幹事 | 鈴木 崇 | 二之町 |
| 9 | 幹事 | 高橋 憲三 | 杉原 |
| 10 | 幹事 | 平山 馨 | 加賀町 |
| 11 | 幹事 | 本間 正 | 鍛冶町 |
| 12 | 幹事 | 大滝 寛 | 田端町 |
| 13 | 専門部会長 | 奥村 直子 | 肴町 |
| 14 | 専門部会長 | 高橋 和 | 塩町 |
| 15 | 専門部会長 | 東海林 俊英 | 飯野三丁目 |
| 16 | 専門部会長 | 鈴木 美奈子 | 小町 |
| 17 | 専門部会副部会長 | 平山 久子 | 加賀町 |
| 18 | 専門部会副部会長 | 加藤 剛 | 小国町 |
| 19 | 専門部会副部会長 | 中山 陽介 | 泉町 |
| 20 | 専門部会副部会長 | 藤井 和徳 | 小国町 |
| 21 | 監事 | 水谷 文江 | 堀片 |
| 22 | 監事 | 大滝 千代美 | 堀片 |

専門部会

環境整備部会

| 氏名 | 町名 | 備考 |
|----|--------|----------|
| 1 | 奥村 直子 | 肴町 部会長 |
| 2 | 平山 久子 | 加賀町 副部会長 |
| 3 | 木村 三男 | 飯野一丁目 |
| 4 | 大滝 正夫 | 飯野二丁目 |
| 5 | 大滝 千代美 | 堀片 |
| 6 | 佐藤 竹四 | 大欠 |
| 7 | 百武 美久 | 飯野一丁目 |
| 8 | 齋藤 拓真 | 肴町 |
| 9 | 渡邊 智美 | 加賀町 |
| 10 | 竹石 恭彦 | 杉原 |
| 11 | 滝波 美栄子 | 肴町 |

生活安心部会

| 氏名 | 町名 | 備考 |
|----|--------|-----------|
| 1 | 東海林 俊英 | 飯野三丁目 部会長 |
| 2 | 中山 陽介 | 泉町 副部会長 |
| 3 | 木村 徹 | 羽黒町 |
| 4 | 伊部 厚子 | 山居町二丁目 |
| 5 | 渡邊 常教 | 飯野二丁目 |
| 6 | 遠山 力 | 新町 |
| 7 | 林 洋一 | 羽黒町 |
| 8 | 八幡 真一 | 長井町 |
| 9 | 建部 拓巳 | 羽黒町 |
| 10 | 河村 雄大 | 羽黒町 |
| 11 | 藤田 亮 | 加賀町 |
| 12 | 中村 浩生 | 羽黒町 |

伝統文化部会

| 氏名 | 町名 | 備考 |
|----|---------|----------|
| 1 | 高橋 和 | 塩町 部会長 |
| 2 | 加藤 剛 | 小国町 副部会長 |
| 3 | 桑原 猛 | 飯野西 |
| 4 | 高橋 勇士 | 鍛冶町 |
| 5 | 竹内 裕 | 飯野三丁目 |
| 6 | 三須 友也 | 若葉町 |
| 7 | 鈴木 恒男 | 久保多町 |
| 8 | 矢部 和貴 | 肴町 |
| 9 | 中野 敦史 | 飯野二丁目 |
| 10 | 近藤 大智 | 長井町 |
| 11 | 八藤後 さやか | 安良町 |
| 12 | 富樫 優紀 | 杉原 |
| 13 | 矢部 智弘 | 肴町 |

地域活性部会

| 氏名 | 町名 | 備考 |
|----|--------|----------|
| 1 | 鈴木 美奈子 | 小町 部会長 |
| 2 | 藤井 和徳 | 小国町 副部会長 |
| 3 | 近藤 正敏 | 小町 |
| 4 | 本田 直也 | 小国町 |
| 5 | 富樫 三男 | 大欠 |
| 6 | 中村 優也 | 二之町 |
| 7 | 石田 光和 | 山居町一丁目 |
| 8 | 片岡 悦子 | 庄内町 |
| 9 | 立花 英子 | 鍛冶町 |
| 10 | 山田 敬悟 | 庄内町 |
| 11 | 伊與部 貴大 | 肴町 |
| 12 | 剣持 拓未 | 三之町 |
| 13 | 東海林 篤 | 久保多町 |

事務局

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|-------|--------------|---------------------------|
| 佐藤 真和 | 村上市市民課自治振興室 | (事務局) 村上市役所市民課自治振興室 |
| 立花 英子 | 村上地域まちづくり協議会 | (拠点施設) 村上地域コミュニティ空間「土間ん中」 |

村上地域まちづくり協議会規約

平成 24 年 3 月 18 日制定

令和 4 年 4 月 17 日改正

(目的)

第 1 条 本会は、地域に暮らす住民がお互い知恵を出し合い、協力し合って、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる元気な地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、村上地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は、村上市役所市民課内（村上市三之町 1 番 1 号）に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第 5 条 本会は、村上地域に居住する人及び村上地域で事業を実施する個人若しくは法人又は村上地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 幹事 10 名以内
- (4) 専門部会長(以下「部会長」) 4 名
- (5) 専門部会副部会長(以下「副部会長」) 4 名
- (6) 監事 2 名

2 会長、副会長及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 幹事は、村上地区区長会が推薦する区長をもって充てる。

4 部会長及び副部会長は、専門部会員の互選により選出し、会長が選任する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

- 3 幹事は、協議会の運営を補佐する。
- 4 部会長は、本会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 6 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員等の任期)

第8条 役員及び専門部会員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員及び専門部会員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員等の報償金)

第9条 役員及び専門部会員に対して、報償金を支払うものとする。

- 2 報償金の額は、別に定める。

(代議員)

第10条 代議員は、本会を構成する各区から選出された住民とし、各区の選出代議員数は、各区の人口に応じて別表の基準によるものとする。

- 2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。
- 3 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠により各区から選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、代議員になることができない。

(顧問)

第11条 本会は、顧問を必要に応じて置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する最高の決定機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の制定及び改正に関すること。
- (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第 14 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数(表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第 15 条 役員会は、総会に付属する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

2 役員会は、会長、副会長、幹事、部会長及び副部会長をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

3 役員会は、役員会を構成する役員のうち 2 分の 1 以上の出席により成立するものとする。

(専門部会)

第 16 条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 環境整備部会
- (2) 伝統文化部会
- (3) 生活安心部会
- (4) 地域活性部会

2 専門部会は、本会の構成員をもって構成する。

3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第 17 条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置き市民課担当職員を充てる。

3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第 18 条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(監査)

第 19 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事

に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の事務所には、本会の事業実施にかかる書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 17 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 10 条関係）

| 各区の人口数（12 月末現在） | 選出代議員数 |
|-----------------|--------|
| 300 人以下 | 1 名 |
| 301 人以上、600 人以下 | 2 名以内 |
| 601 人以上 | 3 名以内 |

村上地域まちづくり協議会の報償金の取り扱いについて

(目的)

1. この取り扱いは、村上地域まちづくり協議会の報償金に関して定めたものである。

(報償金の額)

2. 報償金は、次のとおりとする。ただし、就任期間が1年に満たない場合、報償金の12分の1に就任月数を乗じた額とし、100円未満を切り捨てる。

| 役職 | 金額 |
|--------|--------------|
| 会長 | 70,000円 (年額) |
| 副会長 | 40,000円 (年額) |
| 幹事 | 20,000円 (年額) |
| 専門部会長 | 40,000円 (年額) |
| 専門副部会長 | 30,000円 (年額) |
| 監事 | 10,000円 (年額) |
| 専門部会員 | 20,000円 (年額) |

(附 則)

3. この取り扱いは、令和4年4月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

村上地域まちづくり協議会 内規

村上地域まちづくり協議会

- 1 規約第6条で定める役員を通算10年以上勤続し退任した場合、感謝状及び記念品を贈る。
- 2 専門部会員を通算10年以上勤続し退任した場合、感謝状及び記念品を贈る。
- 3 上記各号に該当しないが、必要がある場合若しくは本内規により難しい場合は、会長が役員会に諮り、決定する。

令和4年9月29日施行

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱

平成24年3月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）で定めた地域のまちづくりの理念及び将来像の実現のために、村上地域の町内が行う地域づくり支援事業に要する経費について、協議会が助成する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助金」とは、協議会の予算の範囲内において交付する補助金をいう。

2 この要綱において「地域づくり支援事業」とは、別表の対象事業欄に掲げる事業をいう。

(事業内容、対象経費及び要件等)

第3条 この要綱において、事業内容、対象経費と要件、補助期間及び補助金の限度額は、別表に定めるところによる。

(補助事業の申請)

第4条 町内の区長は、この要綱に基づく補助事業に着手しようとするときは、会長の定める期日までに、地域づくり支援事業計画申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 会長は、前項の計画申請書を審査し、適正と認めたときは、地域づくり支援事業計画承認書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績の報告)

第5条 区長は、事業が完了したときは、速やかに地域づくり支援事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に会長が定める書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第6条 会長は、実績報告書の提出があった場合において、当該書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金額を確定し、地域づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付する。

2 区長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 会長は、区長が次のいずれかに該当したと認めたときは、その者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

| 対象事業 | 事業内容 | 対象経費と要件 | 補助金の 限度額 |
|-----------------------------|--------------------------------|---|-------------|
| 1 交流支援事業 | 町内又は複数町内で行う世代間交流やコミュニティの創出促進事業 | 活動費(主にイベント)。町内の経常的運営に係る経費は除く。 1町内2事業に限る。 | 1事業1万円 |
| 2 伝統行事支援事業 | 伝統行事の受け入れ事業 | 活動整備費。参加受入は中学生以下1人以上を含むものとする。 1町内2行事に限る。 | 1行事1万円 |
| 3 美しい町並み事業 | 環境整備事業 | 植栽や清掃などに係る活動整備費。 | 4万円 |
| 4 町内活性化支援事業 (旧「元気づくり事業」) | 町内の課題解決や活動の充実又は活性化につながる事業。 | 活動整備費。集会施設整備に係る経費は除く。令和8年度まで1町内3事業に限る。 | 30万円 |

付記

- 1 食糧費(飲食代)、他の助成対象経費及び領収書等により確認できない経費は、すべての対象事業において補助対象外経費とする。
- 2 補助事業は、補助金完結ではなく、地域住民が活動主体の全部又は一部を担うものとする。
- 3 複数町内で連携する場合は、町内ごとに補助するのではなく、事業に対して補助する。
- 4 同一年度における1町内の補助金限度額は、設定しない。
- 5 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 6 事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。
- 7 村上大祭及び七夕祭りに係る経費については、地域が一体になった祭行事を目指すものとし、屋台の修繕費や経常的な運営費を除く。
- 8 補助期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

様式第1号（第4条関係）

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業計画申請書

年 月 日

村上地域まちづくり協議会長 様

住 所 村上市.....

職

氏 名 印

連絡先

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|--|---------|-----|-----|-----|--|--|--|
| 補助年度 年度 | 補助事業の名称 | | | | | | |
| 補助事業の目的 | | | | | | | |
| 補助事業の内容と経費内訳 | | | | | | | |
| 事業費 | 円 | | | | | | |
| 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | | | | |
| 審査意見（申請人において記入しないこと。） | | | | | | | |
| <table border="1"><tr><td>会長</td><td>副会長</td><td>事務局</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> | | 会長 | 副会長 | 事務局 | | | |
| 会長 | 副会長 | 事務局 | | | | | |
| | | | | | | | |

様式第2号（第4条関係）

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業計画承認書

年 月 日

様

村上地域まちづくり協議会
会長

先に申請のあった計画について次のとおり承認したので、村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

| | |
|---|---------|
| 補助年度 年度 | 補助事業の名称 |
| 事業費 | 円 |
| 交付に係る指示事項 | |
| (1) 年3月31日までに上記事業を完了してください。 | |
| (2) 上記事業を完了した場合は、次の書類を提出し、補助金の交付手続きをしてください。 | |
| ① 実績報告書（様式第3号） | |
| ② 領収書又は請求書等 | |
| ※ 領収書以外の場合は、代金支払完了後領収書等支払が確認できる書類を村上地域まちづくり協議会事務局へ提出してください。 | |
| ③ 事業実施中の写真 | |

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業実績報告書

年 月 日

村上地域まちづくり協議会長 様

住 所村上市.....
 職
 氏 名
 連絡先

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり報告します。

| | | |
|---------------------------|---------|-----|
| 補助年度 | 補助事業の名称 | |
| 年度 | | |
| 事業費 | 円 | |
| 実施日 | | |
| 経過及び内容 | | |
| 添付書類 | | |
| 1 領収書又は請求書等 2 事業実施中の写真 | | |
| 事業実施確認結果（申請人において記入しないこと。） | | |
| 会長 | 副会長 | 事務局 |
| | | |

様式第4号（第6条関係）

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業交付決定通知書

年 月 日

様

村上地域まちづくり協議会
会長

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業実績報告書を審査した結果、次のとおり
確定したので村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定
により通知します。

| 補助年度 年度 | 補助事業の名称 |
|------------|---------|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助対象事業費 | 円 |
| 交付決定額 | 円 |
| 特記事項 | |

様式第5号（第7条関係）

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金請求書

年 月 日

村上地域まちづくり協議会長 様

住 所 村上市.....

職

氏 名 印

連絡先

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり請求します。

| | | | |
|-------------|---------|-------------------|--------------|
| 補助年度 | 補助事業の名称 | | |
| 年度 | | | |
| 補助金交付決定額 | 円 | | |
| 振込口座 | | | |
| 振 込 先 | 金融機関名 | 銀行・金庫・信組 農協・漁連 | 本店・支店 出張所 |
| | ふりがな | | |
| | 口座名義人 | | |
| | 預金の種別 | 普通・当座 | 口座番号 |

